

県営林事業における最低制限価格の改正について

標記について、県営林事業における最低制限価格の取り扱いを下記のとおり改正しますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いします。

記

1 対象事業

競争入札に付する県営林作業委託及び県営林間伐素材生産販売事業委託

2 最低制限価格（税抜き）の算出

設計金額の（税抜き）に92%を乗じて得た金額とする。

3 適用

令和5年4月1日以降公告もしくは入札執行通知を行う競争入札から適用する。

4 数値の取り扱い

最低制限価格（税抜き）は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

5 問合せ先

長崎県 農林部 林政課 林業経営指導班

電 話 095-895-2990

FAX 095-895-2596